

札幌市公契約条例提案から 否決までの経緯

ふじわら 広昭

二〇一二年二月、上田文雄市長が札幌市公契約条例を提案しましたが継続審議となり、その後市は条例を修正して再提案しましたが、二〇一三年一〇月三〇日の本会議で否決されました。また同日、議員提案された条例案も一月一日の深夜に否決されました。本条例の提案から廃案にいたる経緯と、条例に対する業界団体の対応、議会各会派の姿勢などについて報告します。

法律上難しいとの意見があり、提案は見送られました。その後、三期目の市長選挙で改めて公契約条例制定を公約で掲げ、すでに千葉県野田市（二〇〇九年九月）と川崎市（二〇一〇年一二月）では条例が制定されていました。

議会民主党で調査をつづけ明らかになつたの

は、顕著な例として建設業では「元請けと下請け、孫請け」という重層的な構造の中で、明確な賃金体系が確立されず、仕事量の変動、公共工事や業務委託契約によって、施工単価や労務賃金など様々

であり、労働者の生活が不安定という実態があります。

また自治体に指定管理者制度が導入され、そこで働く労働者は官製ワーキングプアといわれる低賃金労働の状態を招いていることも明らかになっています。

公契約条例は、札幌市の公共工事や業務委託契約などに基づき從事する労働者の適正な労務賃金が確保されることを通じて、地域経済の振興や雇用維持・拡大を図るものとして、民主党札幌と札幌地区連合は共同で二〇〇〇年から条例制定の検討をすすめました。二〇〇三年に上田文雄札幌市長が誕生し、選挙公約に公契約条例の制定が盛り込まれましたが、市の検討会では有識者から

実際に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする」と定めていることからも、自治体での公契約条例の制定が求められている客観的な要因ではないかと思います。

公契約条例が求められる背景

札幌市は公契約条例制定を目指し、条例素案のパブリックコメントを二〇一一年一二月から始め、一二月には建設関係一五団体が参加し条例素案説明会を行いました。

こうしたなか、二〇一二年一月に市議会と札幌市に対して、条例の対象業務となる北海道ビルメンテナンス協会、北海道警備業協会、札幌建設業協会の三団体が条例制定について三点の陳情がありました。一点目は、条例は賃金格差や労働者選別など不公平な労働環境を生じさせる恐れがあり、

表1 札幌市公契約条例案をめぐる主な動き

2011年	
11月 22日	公契約条例案パブリックコメント(12月21日まで)
12月 16日	条例案説明会(建設関係団体15団体参加)
2012年	
1月 24日	公契約条例について「陳情書」(北海道ビルメンテナンス協会、札幌建設業協会、北海道警備業協会)
25日	札幌市公契約条例案について「要望書(札幌商工会議所)
2月 14日	市が公契約条例案を市議会に提案
2月 23日	条例案等説明(札幌商工会議所)
3月 19日	条例趣旨説明会(ビルメン協会19日、札建協22日、警備業協23日)(上田市長出席)
3月 27日	「業界の同意を得て採択すべき」との動議(公明党)を賛成多数で可決し継続審議に
6月	— 条例施行に伴う諸課題検証のため、モデル事業を7工事を対象に実施 7月、工事関係者と市の協議を開始(12月まで7回) 8月、業務関係者と市の協議を開始(9月まで2回) 9月、モデル事業の協議・検証を行うワーキング・グループ(翌年3月まで7回)
12月 6日	市長が市議会で、条例案に企業経営安定を図る視点を盛り込むなどの修正案の考え方を示す
2013年	
3月 28日	第1回定例市議会で、条例案修正により引き続き継続審査に
7月 29日	市が「工事」「業務」関係業界との協議を半年ぶりに行う
9月 2日	市は条例案を取り下げ、修正案提出の方針を表明 19日 第3回定例市議会、条例案撤回を市長が申し出て市議会承認 30日 公契約条例の制定を求める会が10万2764人の署名を市議会議長に提出
10月 3日	市は修正した公契約条例案を市議会に提出 9日 札幌商工会議所など6団体、市長と議長に条例制定反対の要望書を提出 18日 市が公契約条例修正案の関係業界(17団体)説明会を行う 31日 市議会定例会最終日、条例案を否決(新たに議員提案した条例案も1日深夜に否決)

(札幌市・市議会の資料、報道各紙より作成)

つまり同一労働同一賃金の面から問題がある。二点目は、現行の入札制度の改善を優先すべき。三點目は、この二つを改善せずに公契約条例を実施すると、労働者、事業者に混乱を招くというもので、特にビルメンテナンス協会は、同一労働同一賃金の原則が維持できない、と問題にしていました。

また札幌商工会議所からは、入札の最低制限価格を段階的に引き上げて九五%以上にすること、受注に偏りがない入札契約制度、経費率・労務単価の引き上げや市場価格を反映した資材単価の設定など、要望書が出されました。

公契約条例の素案に対する市民からの意見募集(パブリックコメント・一ヶ月)結果は、一〇四人・団体から合計一九六件の意見が寄せられています。このなかで条例に賛成、制定すべき、改善や工夫をしながら導入すべき、という視点の意見が全体の三分の二くらいありました。

条例当初案は継続審議へ

二〇一二年二月からの第一回定例議会に上田市

定などの要望書が出されました。

公契約条例の素案に対する市民からの意見募集

長は公契約条例を提案しました。

条例の提案に対し民主党は、経済界と入札制度

の改善を図るために、毎年改善点等について業界と意見交換する場を設けるべきとの質問に対し、しっかりと取り組んでいきたいという答弁。労務単価の改善に向けた取り組みは、国に対して必要な働きかけをしていくという答弁です。労務単価は国が様々なデータに係数を乗じて設定しており、係数が多少低下しても経済・雇用対策の観点から労務単価の据え置きを働きかけていくことが求められています。地方自治体も入札の最低制限価格を上げていくなどの努力と同時に、業界も自らの事業主負担のカットなどではなく、労務単価が下がらない状況をつくっていくことも大事です。条例に賛成する観点からの質疑です。

自民党は、条例制定は業界、経済界、市民の理解を求めるべき。条例の作業報酬下限額の引き上げ設定は可能だろうが、さらに条例の公平性に疑問があるという主張で、条例は不要という考えです。

公明党は、ワーキングプアの解消に向けた視点と、反対する業界への対応を求めるもので、業界の理解が得られれば条例制定に賛成する姿勢でした。時間が経つにつれより慎重な姿勢になつていきました。

定例会の期間中、市は条例制定による効果額の試算を出し、それによると労働者の賃上げ額は公共工事と業務委託で約二億九千万円になり、指

定管理者を含めて計約三億三九〇〇万円の経済的波及効果があると試算をします。さらに、条例の提案と同時に最低制限価格の引き上げが先行的に行われ、その効果は工事で一八億円、業務委託で三億円、計二一億円の効果がでています。

しかし、自民党は経済効果がはつきりしていない、業界団体の賛同が得られていない、と頑な姿勢は変わりませんでした。

会期中に市は業界団体への条例趣旨説明を行い、業界団体は市の最低制限価格引き上げの効果を認め評価しつつも、継続した意見交換の場を求めていました。

自民と公明は、業界団体の賛同が得られることが前提という主張。しかし業界団体の理解は簡単に得られる状況ではありません。採決を強行してぎりぎり可決されたとしても、後々禍根を残すだけです。そこで、民主党が水面下で調整し、公明党が委員会で継続審議の動議を提出し、二〇一二年三月二七日の本会議で公契約条例の継続審議が決まりました。

継続審議と条例を検証するモデル事業

業界団体の要望もあり、また市議会も継続審議になつたことから必要性を指摘していたので、条例の内容をモデル事業で検証することになりました。

モデル事業は大きく七つの事業を対象に、二〇

類の工事で、概ね一億円以上の七工事を対象に行いました（表2）。

請負業者は、工事に従事する労働者の作業報酬台長を作成します。対象は、公共工事の設計労務単価で示された五一職種に該当する労働者で、さらに下請けの交通誘導員や、一人親方も含まれます。

作業報酬台長は賃金が支払われる賃金日毎に作成し、事業者は月一回台長の写しを提出しています。モデル事業の台長提出実企業数は一〇三社（元請二社、一次下請四五社、二次下請四八社、三次下請八社）、実人数は二九職種の七七二人でした。

モデル事業で明らかになつた課題等は、条例の施行規則に生かし、また、賃金台長を作成する元請け業者の担当者は作業量が増えるので、この諸経費を盛り込む必要性が明らかになつてきました。

検証作業を通して議会の中でいろいろ議論されました。が、依然として自民党は公契約条例は時期尚早、公明党は業界の理解が得られることが前提という姿勢でした。条例案を審議する財政市民委員会を開催しても、報告程度にとどまざるを得ない状況でした。自民党は、いつでも委員会で動議を出して採決し、直近の定例本会議で採決し条例案を否決する構えでしたので、民主党の対応は慎重にならざるを得ませんでした。

二〇一二年度のモデル事業は、公契約条例による労働者の賃金報告に係る事務処理の課題検証を行うため、建築工事や土木工事などの代表的な種

表2 公契約条例案検証のためのモデル事業対象工事（7工事）

	工事名	工事等	契約金額(円)	工期
1	定山渓出張所改築工事	建築	114,049,950	190日
2	豊平川処理区・下水道新設工事	下水道	135,595,950	230日
3	南19条大橋補修工事	土木(橋梁)	194,877,900	240日
4	富丘通道路改良工事	土木(道路)	252,019,950	240日
5	丘珠空港緑地造成工事	造園	136,611,300	120日
6	山鼻導水管布設替工事	土木(水道)	89,461,050	180日
7	茨戸水再生プラザ雨水エンジンポンプ補機設備工事	機械設備(プラント)	127,179,150	240日

(札幌市資料より作成)

議会の修正案を提示できず 市は一部修正し条例の再提案

こういった経過のなかで、二〇一二年一二月、第四回定例市議会で公明党議員が、①（条例のなかに）発注者責任の明確化と企業経営の安定化を図る視点を明確に盛り込むべき、②清掃・警備業務等において報酬下限額の適用範囲を全件対象とすること、という趣旨の代表質問を行いました。条例案は、発注額一千万円以上の業務委託について報酬下限額を設定することにしていましたが、発注額の枠撤廃を求めるものです。

上田市長はこれに対し、議会から具体的な修正が提案されれば対応していくたいし、報酬下限額は全件を対象にすることを考えていきたいと、前向きに答弁しました。

この間、議会各会派は関係団体からの要望事項や反対の理由なども含めて意見交換し、修正案を議会が提示する方向を探りました。民主・自民、公明主要三会派の考えがそれぞれ異なるため、条例の当初案に対して、発注者責任の明確化、地元企業経営の安定化の文言の修正を議会が理事者側に提案することは、条例案の賛成につながるので、自民・公明は修正案の提示に難色を示し、提示するまでに至りませんでした。

一方、市理事者側は議会からの提示を受けて、条例の修正案を提出する考えでしたが、議会から

の提示がないため、当初案を撤回して、各業界団体との意見交換や議会議論も踏まえ、理事者側は改めて条例案を提出する動きになりました。

当初案の撤回は二〇一三年九月一九日の本会議で承認され、一〇月三日に条例案を再提案しました。条例の当初案は「一条からなつていていたが、再提案された条例は指摘された事項を踏まえ一七条に増えました（参照・条例の概要）。条例の再提案前の九月三〇日には、公契約条例の制定を求める会が約一〇万人の署名を市議会議長に提出しました。

価格は予定価格の一律七〇%でしたが、二〇一二年度から一般管理費や現場管理費など各経費を積み上げ、どれか一つでも最低価格を下回ると失格になる仕組みにし、最低価格は理論値八四%～八五%に引き上げることになりました。設備運転監視も新たに対象になりました。

二〇一三年一〇月からは、複数年契約の実施を約二〇件行っています。一気にすすめると、三年間入札がなくなるので、三年以内を基本に複数年契約が可能なものから順次適用しています。

条例提案と入札改革、賃金実態調査

内容がやや前後しますが、札幌市は公契約条例の提案とは別に議会や業界の要望に応えるかたちで入札制度の改善を行ってきました。

工事の最低制限価格の引き上げを二〇一二年度

から行い、理論値八七%を九〇%程度にしました。

さらに、二〇一三年度からは失格判断基準の引き上げとして（WTI協定入札工事を除く）、五億円以上の一般工事については落札率八〇%（二〇一二年度）を、約九一%（二〇一三年九月時点）にしました。

五年といふ状況です。

また、清掃員Cの労務単価六七〇〇円と支給実績賃金を比較すると、労務単価と同額か上回つている支給実績賃金は全体の八%で、六七〇〇円未満が九二%で、このうち六〇三〇円未満が三五%もいる実態です。

条例案に対する業界団体の根強い懸念

また、二〇一三年度から総合評価方式に新たな項目を設け、建設機械の保有状況、若手技術者の活用状況、市内企業の施工割合などを加えました。

清掃・警備・設備運転監視「業務」の最低制限

条例再提案後の二〇一三年一〇月一八日、条例案の業界説明会には上田市長も出席して一七の業

界関係団体に対して、改正点を説明しました。

業界団体からの質問、意見として出されたのは、企

事をしていいる全員の労働条件改善を求めていると

ころに問題があるという指摘です。③清掃業務だと、民間企業も含め札幌市内で約一万六千人が從事しており、このうち札幌市の業務委託で働いて

いるのは約五〇〇人で全体の約三%の賃金だけを高くするのは、同一労働同一賃金の観点から問題があるという意見です。

④建物清掃の労働者一万六千人のうち、市が委

託する建物清掃は約五〇〇人しかいないので、効果が薄いという意見があります。⑤条例対象の労

働者は少數であり、条例対象外の労働者と賃金格差が生じる。⑥条例による賃金格差は企業として解消するのは困難で、争いごとになる、との意見が根強くあります。

⑦七割近い企業が賃上げをしている調査結果があるのに、なぜ作業報酬下限額を設定した条例を制定しなければならないのか、という質問、意見が多々ありました。

また、対象職種の選定では、①入札制度の改善について検証し、公契約に係わる業種全てを再検討した上で、条例の必要性を検討すべき。②なぜ、建物清掃、警備業務、設備運転だけを対象にするのか。③ゴミの収集や指定管理者業務を行つてゐるところはどうするのかという意見がありました。

④条例の適法性について明確な解釈が示されておらず、適法性を判断した根拠や解釈を示してほしいという意見もありました。⑤条例の経営介入

という問題で、罰則を前提にした賃金規制は、企業の裁量権を侵害するのではないかという意見。

⑥地方都市では最低賃金でようやく成り立つてるので、条例で作業報酬下限額を設定して一気に賃金が上がると企業体力がついていけない。⑦入札制度の改善として、最低制限価格九五%以上を要望しているが、早急に実現してほしい。

⑧事業者等の健全な経営環境への配慮や市の責務が規定されているが、具体的な施策が示されていないので、規則等で明確に定めてほしい。

⑨モデル事業の検証では、事務処理上の大きな問題はなかつたとしているが、労務単価による一律の下限額設定の疑問、仕事の従事時間の把握、一人親方の扱い、専任の担当者の必要性などについて不安の意見が出されていました。

⑩条例施行後、三年経過後に見直すことになつてゐるが、見直しの対象事項と組織体制が明らかでない。なぜ罰則が必要なのか、そして罰則を二年間猶予するのであれば、条例制定も二年まつてからでもいいのではないかなど、市の慎重な対応を求める意見や、条例への不安の声が多々ありました。

再提案条例否決と議会各会派の姿勢

市議会自民党会派の姿勢は、財政市民委員会の

討論と定例市議会の討論を踏まえると、二〇一二年二月の条例当初案提出時から一貫して、条例案

に賛成できる合理的理由はなく、関係業界からの理解が得られていない状況なので、企業の財務状況の回復を最優先すべきだと主張してきました。

もし条例が制定されれば労使関係を複雑悪化させ、企業経営を大きく阻害して混乱を招くとともに、札幌市と経済界の関係に大きな禍根を残すと強調していました。市長の条例案に対する積極性や、

関係業界団体を説得するための丁寧な説明と議論が見られず、市民や関係業界から理解を得られるような条例案ではないと主張していました。

公明党会派からは、条例を制定するのには議会全体の理解が必要であることと、対象とする業界からも理解を得る必要がある。労働者の賃金引き上げには雇用する側の健全な事業活動が必要である。これまでの入札制度をある程度改善してきたことは評価するが、企業に対する育成、指導、調査、検証が十分に行われてこなかつたことから、企業の理解を得るまでにいたらなかつた。さらに、北海道新幹線の札幌までの延伸が決まり、札幌市と経済界が一丸となつて取り組まなければならぬときに、賛否両論が分かれる条例案の制定は禍根を残す、という考えです。

市政策改革・みんなの会の金子議員（公契約条例案

に反対して会派を離脱）の主張は、公契約条例の政策効果は疑問であり、ワーキングプアの解消や

労働者の生活水準の向上は、本来国が金融・財政政策を通じて実現すべき課題であつて、一自治体で解決できる問題ではないことを強調していました。

さらに、公権力による民間企業経営への強権的介入は、民間の創意工夫を損ない、自由主義經濟の原則に反すると主張していました。

みんなの党（木村議員）は、札幌市を代表する企業・団体の多くが条例に反対し、多々要望が寄せられている事実を重く受け止めなければならない。自立的な経済回復を見守るべきであつて、一部の企業を対象にする条例には反対であるという主張が繰り広げられてきました。

条例に賛成していたのは、民主・市民連合、市民ネット、共産党でした。

公契約条例案の取り扱いを巡り、一〇月定例会最終日は、波乱の議会になりました。市長が再提案した公契約条例案が本会議で否決された後に、市政改革・みんなの会を中心に、条例案が議員提案されました。条例の内容は市長が当初提案したものと同じものでした。議員提案された条例案は、本会議前の議会運営委員会で継続審議とすることで決定していました。議会運営委員長が本会議に継続審議とする動議を出し、ところが採決では委員長みずからこの継続審議の動議に反対したため紛糾し、その後本会議を開くことができませ

んでした。結局、会期を一日延長し、議員提案した条例案は、提案した会派の一人が反対にまわり、一票差で否決されました。

今後の教訓

これまでの経緯のなかから、今後へ向けた反省点、課題としては、当初案提案の前から業界団体との事前のコミュニケーションが不十分だつたことです。こうした背景には、過去に入札に係わって事件があつたため、市の担当者と業界との接触は慎むようになつていきました。公契約条例はそうしたものではないのですが、影響していると思ひます。

職員から伝わってきた声は、公契約条例は財政局の一部署だけが行つている。しかし、事業の発注は、建設局、都市局、水道局など部局がまたがるので、それぞれから職員が集まり情報を把握してやつていくことが必要だつたのですが、このことが不足していた。多々指摘されたように全庁的な検討組織、業界団体の意見交換と調整が十分ではなかつた。

議会で入札制度改善として業界との意見交換の場を提案し、その後意見交換がされるようになりました。これまで各業界団体は年一回秋に新年度予算要望を市に提出するのですが、業務関係について関係部局は正式な回答をしていませんでした。情報のやり取りがあつて、これはできる、こ

ここまでできる、と伝えれば業界から評価されたはずです。

ただ受け取るだけではなくてもつとコミュニケーションを大切にして、できるもの、できないものとか意見交換をすれば、もう少し信頼関係が築けた面があつたのではないか。機械的にこれはできません、予算がありませんという対応だったと思うのです。ある業界からの要望書をみるとすぐ改善できる項目があるので。

ビルメンテナンス協会は役員等を中心に対する姿勢が強かつたのですが、同協会全体が反対ではなく、公契約条例を受け入れ、入札制度を改善していく意見の事業者も多々ありました。

低い落札価格と入札制度の改善は以前から業界から強く要望があり、市は条例提案とは別に入札制度、落札価格を徐々に改善してきました。市は第三者機関で確認された報酬下限額に基づく労務賃は責任を持つて財源を確保していくと説明していました。条例は否決されましたが今後、雇用、地域経済の底支えをする方策をさらに求めていくたいと考えています。

△ふじわら ひろあき・札幌市議会議員、副議長▽

本稿は、二〇一四年一月二七日に行つた所内研究会の内容をまとめたものです。

文責・編集部

札幌市公契約条例の概要

(再提案、二〇一二年一〇月三日)

I 総則

1 目的（第1条）

公契約に関する基本的な事項等を定めることにより、事業者等の健全な経営環境に適切に配慮した上で、公契約に係る作業に従事する者の適正な労働環境を確保し、事業等の質の向上及び地域経済の活性化を図り、もって、誰もが安心して働き、暮らすことができる地域社会の実現及び市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 定義（第2条）

(1) 公契約 市が発注する工事、製造その他の請負契約、業務の委託に関する契約、物品の購入又は借入に係る契約及び指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定をいう。

(2) 事業者等 公契約の相手方及び相手方となろうとする者（第17条第3項を除き、以下「事業者」という。）並びに下請負人（市以外の者から公契約の一部を請け負う者又は委託された者をいう。以下同じ。）をいう。

(3) 事業等、工事、製造その他の請負、業務の委託、物品の購入又は借入及び公の施設の管理をいう。

3 基本理念（第3条）

公契約に係る施策は、公契約に係る費用が税のその他他の公的な財源でまかなわれていることを踏まえ、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 入札および契約における透明性、競争性及び公平性の確保を図ること。
- (2) 公契約の適正な履行の確保及び事業等の質の向上を図ること。
- (3) 事業者等の健全な経営環境及び地域経済の活性化に配慮すること。
- (4) 公契約に係る作業に従事する者の適正な労働環境の確保を図ること。

II 公契約に係る取組

6 地域経済への配慮（第6条）

市は、公契約に係る事業等の発注に当たつては、予算の適正な執行に留意しつつ、事業者の健全な経営環境に配慮するとともに、市内の事業者の受注の機会の確保に努める。

III 作業報酬下限額を設定する公契約

11 作業報酬下限額を設定する契約等（第11条）（契約等及び対象労働者の範囲）

市長は、公契約のうち次に掲げる契約等の種類ごとに、対象労働者に対して、支払われるべき作業報酬の下限の額（1時間当たり）を定める。

3 適切な価格での発注及び受注（第8条）

(1) 市は、市場価格及び経済社会情勢を勘案して公契約に係る費用を適正に積算した上で、適切な価格での発注を行う。

(2) 事業者は、市の入札に参加する場合において、

- (1) 公契約に係る作業に従事する者の適正な労働環境及び下請負人への適切な代金の支払を勘案して入札金額を決定した上で、市の入札に参加する。
- (2) 事業者等は、下請契約等を締結する場合は、その相手方に対し、この条例の趣旨を説明し、理解を得るとともに、相手方と対等な立場で契約を締結し、適切な代金を支払う。

IV 價格以外の評価（第9条）

市は、価格以外の要素を評価して公契約に係る事業等の発注を行う場合には、その内容等を考慮して、環境への配慮、福祉の増進、適正な労働環境の確保、防災その他の市のまちづくりに取り組む事業者を公正に評価するよう努める。

10 調査等（第10条）

(1) 市長及び公営企業管理者（以下「市長等」といいう。）は、条例の目的を達成するために、事業者等に対し、報告を求めるなど必要な調査を行うことができる。

(2) 市長等は、調査の結果に基づき、事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

V 市の責務（第4条）

市は、基本理念にのつとり、公契約に係る施策を実施しなければならない。

5 事業者の責務（第5条）

事業者等は、公契約に係わる者として、条例の趣旨を尊重し、市の公契約に係る施策に協力しなければならない。

VI 調査等（第10条）

(1) 市は、市場価格及び経済社会情勢を勘案して公契約に係る費用を適正に積算した上で、適切な価格での発注を行う。

(2) 事業者は、市の入札に参加する場合において、

VII 作業報酬下限額を設定する公契約

(1) 予定価格5億円以上の工事（規則で定めるもの（※プラント工事）については2億円以上）

公共工事設計労務単価に定められている職種に係る作業に従事するもの

- ア 作業に従事する労働者**
- イ 自らが提供する労務の対償を得るために請負契約により作業に従事する者（一人親方）作業に従事する労働者
- (2) 事務委託のうち規則で定めるもの（清掃・警備・設備運転監視の全てを対象※対象範囲の拡大）**
- 作業に従事する労働者
- (3) 公の施設の管理に関する協定**
- ア 作業に従事する労働者
- イ 指定管理者が発注する業務委託のうち規則で定めるもの（上記(2)と同じ）に係る作業に従事する労働者
- 作業報酬下限額（第12条）**
- 次に掲げる区分ごとに定める額を基準として、その他の事情（生活保護基準など）を勘案し、作業報酬審議会の意見を聴き、市長は作業報酬下限額を定める。
- (1) 工 事 公共工事設計労務単価
- (2) 事務委託 建築保全業務単価
- (3) 公の施設の管理に関する協定
- 上記11(3)のア 市業務職員の高卒初任給相当額
- 上記11(3)のイ 上記(2)と同様（建築保全業務労務単価）
- 契約等に定める事項（第13条）**
- 市長等が締結する契約等には、次に掲げる事項を定める。
- (1) 受注者は、対象労働者の氏名、職種、時間数、作業報酬の額などを記載した台帳を作成し、事業場その他適当な場所に備え置き、その写しを指定する期日までに市長等に提出すること。
- 13**
- 14**
- 15**
- (1) 市長等は、対象労働者から申出があつたときや立入調査等（第15条）**
- (2) 対象労働者となる者、作業報酬下限額などを記載した書面を対象労働者に交付、又は作業が行われる事業場等の見やすい場所に掲示すること。**
- (3) 対象労働者からの申出（第14条の申出）を受けたときは、誠実に対応するとともに、その申出をしたことを理由として、解雇等の不利益な取扱をしてはならないこと。**
- (4) 対象労働者に支払われるべき作業報酬が支払われていないときは、作業報酬の下限額を労働者が受け取ることができるようにして、**
- (5) 契約等を履行するにあたり、下請契約等を締結する場合、下請負人等が条例の趣旨を尊重し、対象労働者の適正な労働環境を確保することについて、当該契約等において明らかにすること。**
- (6) 立入調査等に応じなければならないこと。**
- (7) 違反の是正措置請求には、速やかに措置を講じる。**
- (8) 市長等は、次のいずれかの場合に、受注者の名称及び行為の内容の公表、又は契約を解除することができる。**
- ア 受注者が、立入調査等による報告や資料の提出をせず、虚偽の報告や資料の提出をし、又は立入調査を拒むなどした場合
- イ 受注者が、是正措置を講じず、指導内容の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
- 16**
- 17**
- 18**
- 19**
- 20**
- IV 附則**
- 16**
- 17**
- 18 施行期日（附則第1項）**
- 条例は、規則で定める日から施行する。ただし、作業報酬審議会等の規定は6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 19 公表・契約解除の適用猶予（附則第1項及び第3項）**
- 公表・契約解除の規定を施行日から起算して2年を経過した日以後に該当するものから適用する。
- 20 条例の見直し（附則第4項）**
- 条例の見直しについて、施行日から3年を経過した後適当な時期において、条例の施行状況等について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に応じて必要な見直しを行う。